

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 26 年 9 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

| | |
|-----|-----------------------------|
| 開 会 | 平成 26 年 9 月 10 日午後 3 時 3 分 |
| 閉 会 | 平成 26 年 9 月 10 日午後 3 時 58 分 |

会議に出席した者の職及び氏名

| | |
|-------|---|
| 委 員 | 委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広 |
| 事務局職員 | 教 育 部 長 : 浅 井 淳 一 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 佐 藤 量 泰 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター室長 : 清 水 寛 之 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 生涯学習課参事兼課長代理兼青少年対策室長 : 射 手 矢 浩 幸 生涯学習課参事兼体育館長 : 矢 部 正 信 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 石 田 直 美 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 教育総務課総務係主査 : 足 立 和 哉 |

議題及び議事の要旨及び議決事項

・選挙第 1 号 高石市教育委員会委員長の選挙について

| | |
|--------|--|
| 教育総務課長 | 本案は、高石市教育委員会委員長の選挙についてである。 9 月 30 日をもって、佐野委員長が委員長としての任期満了となる。ついでには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定及び高石市教育委員会通則第 3 条の規定に基づき、委員長の選挙を提案する。 |
| 佐野委員長 | 事務局から提案説明があった委員長の選挙について、いかが取り計らうか。 |
| 藤原教育長 | 教育委員会通則の第 3 条 2 号と 3 号に、指名推薦の方法ということが記載されている。今回、その指名推薦の方法を用いて、被指名人を当選人と定めてはどうかと考えるが、いかがか。 |
| 佐野委員長 | 指名推薦ということであるが、そのようにしてよいか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 佐野委員長 | 異議がないようであるので、指名推薦の方法をもって行いたい。 |
| 西村委員 | 大変僭越であるが、指名推薦の方法をもって行うということであるので、委員長の指名について、私から佐野委員長に引き続き委員長をお願いしたいと思うがいかがか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 佐野委員長 | 私を指名推薦との声をいただいたが、私にかかわることであるので、 |

| | |
|------------|--|
| | 審議に入る前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、西中委員長職務代理者に議事進行をお願いする。 |
| 教育総務課長 | 審議に当たり、同条第5項のただし書きには、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し発言できると規定されている。 |
| 西中委員長職務代理者 | ただいま、事務局のほうから説明があったが、地教法の規定に基づき、佐野委員の出席を許可することに異議ないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 西中委員長職務代理者 | 異議なしということであるので、佐野委員の出席を許可したいと思う。 高石市教育委員会委員長の選挙については、佐野委員を委員長の当選人とすることに異議ないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |

・議案第1号 高石市郷土史研究委員の委嘱について

| | |
|------------|--|
| 生涯学習課長 | <p>本案については、高石市郷土史研究委員設置規則第5条の規定に基づき、候補者名簿のとおり、高石市郷土史研究委員を委嘱するものである。</p> <p>理由としては、2年間の任期満了によるものである。</p> <p>本市郷土史研究委員については、郷土の歴史を調査研究し、将来の文化の向上・発展の基礎に資するために設置をしている。今般、本市郷土史研究委員の任期満了に伴い、現在委嘱している11名の中、10名の委員について再任したい。また、新たに1名の委員を委嘱したいので提案するものである。この1名については、前任者は委嘱期間の満了をもって辞任したいという意向が強く、再任をお願いしたが、今回、やむを得ず新しい方を委嘱するという事になった。また、新任の方については、富木地区の歴史にも詳しく、富木の郷土史を研究されている。よもやま館においても活動をしており、前任者からも推薦をいただき、適任であると考え、新たに委嘱をさせていただくものである。</p> <p>なお、委嘱年月日については、平成26年9月17日、任期については、委嘱日から2年間の平成28年9月16日までとなっている。</p> |
| 西中委員長職務代理者 | 委員がどんな活動をしているのか教えてほしい。 |
| 藤原教育長 | 目に見える形としては、広報紙に高石学入門という小さなコーナーがあるが、それを毎月、順番に執筆していただいている。前任教育委員長の宇田川先生の発案で、高石のいろんな歴史を市民の皆様にご覧いただくのにクイズ形式で掲載してはどうかという話もあって、2年ぐらい前から掲載させていただいている。 |
| 西中委員長職務代理者 | 定例会などを持ってしているのか。それとも、分担原稿でしているのか。 |
| 生涯学習課長 | 年二、三回会議をして、そこで依頼等して、毎月順番に広報紙の原稿をいただいている。 |
| 採決 | 可決 |

教育長の報告の要旨

・報告第1号 市長からの意見聴取について

| | |
|--------|---------------------------------|
| 教育総務課長 | 本報告は、市長が議案を作成するに当たり、教育に関する歳入歳出予 |
|--------|---------------------------------|

算及び教育に関する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会への意見聴取があったが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を開き議決を得る時間的余裕がないことが明らかなことから、やむを得ず高石市教育委員会通則第8条第3項の規定に基づき、異議がないものとして教育長はこの事務を臨時に代理したので、同法の規定に基づき報告するものである。

意見聴取の内容について、まず、1番目の高石市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてである。これは、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて条例で定めるもので、施行期日は子ども・子育て支援法の施行の日からとしている。

次に、2番目の高石市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであるが、これは、高石市であおぞら児童会として事業を実施している放課後健全育成事業について、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正された。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて条例で定めるもので、施行の期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からとしている。

次に、3番目の平成26年度高石市一般会計補正予算（第2号）についてであるが、教育費に係る歳出について、幼稚園管理費の負担金補助及び交付金において、認定こども園施設整備費補助金688万5,000円を減額している。これは、私立せいこう幼稚園が、来年度に認定こども園に移行するため必要な施設整備を行うための予算であったが、府と協議を進めた結果、幼稚園部分が安心子ども基金の補助対象外となったので、減額補正をするものである。

保健体育総務費の報償費において、総合体育館愛称募集の報償費5万円が計上されている。これは、建設中の市立総合体育館について、その愛称を募集するに当たり、必要となる費用を計上したものである。

その他、歳出各費目において、給料、職員手当等及び共済費について、職員の人事異動等に伴う調整が行われている。

次に、債務負担行為の補正である。

高石市立総合体育館等の指定管理者委託事業として、平成27年度から平成31年度の5年間で、2億4,000万円を限度額とする債務負担行為を設定している。

次に、歳入についてであるが、教育費府補助金の安心子ども基金認定こども園整備費事業補助金459万円について、補助の対象外となったので、府の補助金分を減額補正するものである。

補正予算については、以上である。

次に、4番目の平成25年度高石市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

歳出として、支出済額で教育費の歳出の総額は22億6,916万6,645円であった。

主なものとして、教育指導費の報酬で、高石市立小学校英語活動支援教師報酬として299万6,600円を支出している。これは、小学校の高学年に中学校教員を派遣して英語教育の充実を図るための報酬である。

同じく、高石市立小学校夢先生事業報償費として199万8,100円を支出している。これは、小学校全校において、5年生に対して実施した夢先生事業に係るものである。

次に、インクルーシブ教育システム構築モデル事業費報償費として、117万円を支出している。これは、取石中学校区の各小中学校におけるインクルーシブ教育の推進に係る専門家の派遣について支出したものである。

続いて、小学校費の工事請負費で、小学校自家発電設備整備工事費として、3,017万8,050円を支出している。これは、小学校7校に防災機能強化のための自家発電機を設置した工事費である。

続いて、中学校費の工事請負費で、中学校給食室等建設工事費として、3億6,451万8,350円を支出している。これは、高石中学校及び取石中学校の給食調理棟建設に係る工事費である。

中学校蓄電池整備工事費として、3,092万2,500円を支出しているが、これは、中学校の3校に防災機能強化のために蓄電池設備の設置をした工事費である。

給食用器具費として、9,921万7,070円を支出している。これは、高石中学校及び取石中学校の給食調理室の厨房機器の備品購入費である。

次に、幼稚園費の工事請負費で、園舎等維持補修工事費として、1億2,382万200円を支出している。これは、幼稚園3園の耐震及び大規模改修に係る工事費である。

次に、高師浜運動広場人工芝改修工事費として、4,296万4,950円を支出している。これは、高師浜運動広場の人工芝の張りかえに係る工事費である。

高師浜運動施設改修工事費として、4,980万4,200円を支出している。これは、高師浜野球場等の改修に係る工事費である。

以上が、歳出の部分である。

続いて、歳入の主なものとして、小中学校費補助金のところで、学校施設環境改善交付金として、1億4,303万7,000円を収入している。これは、小学校の発電機、それから中学校の給食棟の建設、それと蓄電池の整備、全てに係る国からの交付金である。

幼稚園費補助金の学校施設環境改善交付金として、4,757万6,000円を収入している。これは、幼稚園3園の耐震と大規模改修に対する国からの交付金である。

続いて、中学校導入促進事業費補助金について、中学校給食の導入に係る建設費、備品費、消耗品費に係る府の補助金として、1億7,087万4,000円を収入している。

続いて、インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託金199万9,998円であるが、これは、インクルーシブ教育に係る国からの委託金である。

以上が、歳入の主なものであり、平成25年度高石市一般会計歳入歳出決算の教育費に係る概要である。

続いて、5番目の高石市教育委員会委員の任命についてであるが、これは、藤原委員の任期満了に伴い、藤原委員を任命するにつき、議会の同意を求めるものである。

最後の指定管理者の指定についてであるが、これは、9月1日開催の教育委員会臨時会において、高石市立総合体育館の指定管理者候補者として承認いただいた、所在地東京都品川区東品川4丁目10番1号、名称コナミスポーツ&ライフ、近鉄ビルサービスグループ、指定管理を行わせる期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までについて、地方

| | |
|----------------|---|
| | 自治法第244条第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。 以上のとおり、市長からの意見聴取の内容について報告する。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 法律が変わって、少子化対策として地域型保育事業をかなり充実しようということになっているが、高石市は今まで待機児童ゼロということだった。法律が改正されて、非常に小規模の保育が認可されることになるが、特に本市として、これでどう変わっていくのか、あるいは、方向性としてよくなっていくのかどうか、そのあたりの見通しを聞きたい。 保護者が子どもをいろいろな施設へ預けたり、あるいは家庭で育児をしているが、新法により一般家庭の保護者がよくなるのか、それとも、本市が今まで手厚くやってきたから余り変わりがいいのか、そのあたりを聞きたい。 |
| 教育部長 | 保育の分野は福祉部門になるが、この法改正に伴い、認定こども園化が大きな流れになっている。本市の幼稚園についても、せいこう幼稚園あるいは浜寺幼稚園といったところの認定保育園化の動きが既にある。そういった点で、高石市の待機児童の現状から見ても、年間を通じて、より保育所に入りやすくなるのではないかと考えている。 また、保護者の家庭の事情で就労できなくなった場合、いわゆる保育に欠ける状態ではなくなった子どもが、保育所部門から幼稚園部門にスムーズに移行が可能になってくるということから考えると、保護者にとっては、より手厚く、便利なシステムになるのではないかと考えている。まだ現状では不確定要素があるので、法施行が来年の4月1日ということから、福祉部門と協力しながら、来年の4月1日に保護者の混乱が起こらないよう制度のスタートに向けて努力しているところである。 |
| 西中委員長 職務代理者 | それに関連して、この安心子ども基金でせいこう幼稚園の補助金が出なくなった。これは、本市の直接的な責任ではないが、せいこう幼稚園ではかなりの負担になる。こういうのはそれぞれの施設で負担していくという見通しで来ていたのか。それとも、急に予算措置を必要とするということになるのか。本市とは直接関係はないと思うし、その分小さくなくてもいいということになるが、せいこう幼稚園としては、それを負担しないといけない。その辺りはどうか。 |
| 教育総務課長 | 今回の件については、当初から大阪府と協議を進めていたが、協議を進める中で、補助の対象に該当しないことになったものである。ただし、それは幼稚園部分だけであり、保育所部分の創設については補助の対象になっている。これに関しては、法人の自己負担で、幼稚園部分を合わせて整備するということになって、法人も納得の上ということになっている。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 当初に予算化したときには、これだけのお金を補助金として出すということ予算化していた。それが今度は補正で削られた。いわゆる安心子ども基金から出せないからということだが、なぜそれを出せないことになったのか、その辺りがわからない。 |
| 教育総務課長 | まず法人から認定こども園に移行する意向が伝えられて、大阪府と事前協議から始まった。その時点では、大阪府から特段の指摘もなかったもので、話を進めていき、施設整備に必要な安心子ども基金の補助金交付に関して、6月の市議会において補助金に関する補正予算を認めていただいた。その後、この予算を認めていただいた後も、協議を続けていたが、その段になって、大阪府は、これはやはり安心子ども基金補助の対象外であるという判断をした。それについては、府の判断であるので、出ないということになると、こちらも今回の補正予算でこの予算を取り消せざるを得なくなったということである。 |
| 西中委員長 | それは、府の判断ということで、園も了承しているのか。 |

| | |
|----------------|--|
| 職務代理者 | |
| 教育総務課長 | そのとおりである。 |
| 西村委員 | 放課後児童健全育成事業、あおぞら児童会に関して、今回、法改正に基づいてその運営に関しての基準を定めなくてはならなくなって、それは厚生労働省令で定めている基準を借りてくるということになったと理解しているが、この基準を新たに用いることによって、今まで実際に行われているあおぞら児童会にどのような影響があるか。また、今までとどう違ってくるのか説明してほしい。 |
| 生涯学習課長 | 基準については、1クラス当たりおおむね40名以内及び児童1名当たり1.65平米の面積が必要であるということになっている。現在、本市においては、規則により1クラブ当たり55名という定員となっており、小学校1年から3年までが対象となっているが、来年度から拡大するなど、どのくらいのニーズがあるかアンケート調査を実施している。不確定な要素も多いことから、利用ニーズや利用状況を見きわめた上で、クラス数や受け入れ数の設定方法、余裕教室の確保などを検討して、この基準を満たせるよう、各学校とも調整していきたいと考えている。 |
| 西村委員 | 附則の2で、現に事業を行っているものについては、当面、この規定は適用しないとなっているが、実際は基準に合わせていくという理解でよいか。 |
| 生涯学習課長 | 現在、11クラスあり、37名から一番多いところで51名程度入っているところもある。そういった部分があるので、アンケートを実施して、余裕教室の確保など、なるべく早い時期に基準を満たしていきたいと考えている。 |
| 西中委員長 職務代理者 | インクルーシブ教育システム構築モデル事業ということで委託費をいただいて実施しているが、これは大変いい事業だと思う。これをモデル事業とし、この事業を進めていって、全市に広めていってはどうか。 |
| 教育指導課長 | 平成25年度途中から、国の事業を府が委託を受けて、再委託という形で高石市において、特にこのインクルーシブ教育に取り組んでいるので、取石中学校区を大阪府から受けてもらえないかという話をいただいて、本市として手を挙げさせていただいた。取石中学校だけで、この事業については現在行っているが、そのノウハウ、インクルーシブ教育に関しての考え方、または指導法については、支援教育の部会等を通じて、全学校に広げるよう努力しているところである。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 成果について中間報告等するのか。 |
| 教育指導課長 | 冊子等はまだ策定していないが、今年度大阪府から中間報告を求められている。まずは大阪府で3市町であるので、その3市町の取り組みについて、府で発表をする機会をいただいている。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 3市町とは高石とどこか。 |
| 教育部理事 | 茨木市と豊能町である。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 英語活動支援員報償費の額がかなり上がっている。先ほどの説明では、小学校に中学校の英語教員がということだが、中学校の英語教員は給与をいただいているので、報償費というのはどういうことなのか。 |
| 教育部理事 | 中学校の英語教員は、府から1中学校区は定数で加配をいただいている。残りの2中学校が、中学校の教員を、例えば小学校の校区の外国語活動の支援をしようと思ってもできないので、その部分を、市費の非常勤を活用して充てるという形で英語活動を行っている。だから、校区によっては、中学校の教員が小学校へ行っている場合は、市で充てている非常勤を中学校の授業に活用する場合もあれば、中学校の校区に、小 |

| | |
|----------------|--|
| | 学校へ回って、そこで中学校の教員と連携の話をするという形で行っているの、二重ではないということで理解いただきたい。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 中学校の教員というのは、非常勤の講師ということになるのか。 |
| 教育部理事 | そのとおりである。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 費用は、市の単費で出しているのか。 |
| 教育部理事 | そのとおりである。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 中学校でも教科を持って指導していないのか。 |
| 教育部理事 | していない。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 専ら小学校となるのか。 |
| 教育部理事 | そうである。 |
| 吉村委員 | 小学校の非常用の発電機及び中学校の蓄電池の差異について、ほぼ同額であるが、中学校と小学校で違うのは、立地条件や津波の被害などを想定したものなのか、どちらがいいのかを確認するために分けたのか、その辺を教えていただきたい。 |
| 教育総務課長 | 小学校には発電機を設置して、中学校には太陽光発電のための蓄電池設備を設置したが、実際の災害時において、発電機と蓄電池を比較してどちらが有効なのかはわからない。よって、リスク分散をするという考えで蓄電池と発電機を分けたものである。 |
| 西中委員長 職務代理者 | 自家発電機は、どのぐらいもつのか。 |
| 教育総務課長 | 自家発電機については、燃料タンクの容量が 30 リッターであり、満タンの状態で出力を 75%に絞って運転すると、約 7.5 時間、体育館に供給できるようにしている。蓄電池、発電機ともに体育館に電気を供給するものである。 |

・報告第2号 府費負担教職員の人事について

| | |
|-------|-----------------------|
| 佐野委員長 | 人事案件につき秘密会での審議としてよいか。 |
| 各委員 | 異議なし |

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

| | |
|-----|-----------------|
| 各課長 | 後援承認したものについて説明。 |
| 各委員 | 質問なし。 |

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

| | |
|------|--|
| 各課長 | 平成 26 年 8 月 13 日から平成 26 年 9 月 9 日までの行事について説明。 |
| 西村委員 | おしゃべりができる図書館を初めて実施したということだが、どれくらいの年齢の方を対象に、具体的にどんなことをしたのかを教えてください。 |
| 図書館長 | 図書館分館のこども絵本展では、親子で本を読み合うと声が響いてしまうので、3階にあるふれあいルームというフリーの部屋で、親子で本 |

を持って上がって読むということをやっている。

ただ、結構利用者が少ないこともあるので、図書館分館の本を絵本の広場へ並べて、そこでその本を見ていただくというのもよいし、1階の分館の本を持って上がってもらって、お母さんと対面で絵本を読み合うというのもよいと考えている。また、ちょうど上であれば、ちょっと声を出しても、親子で話もできる。

7月16日から30日までの期間の延べ人数で、大人が32名、幼児が46名、小学生が53名の計131名の親子が参加した。